

令和4年8月

第8回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年8月12日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 本庁舎2階 会議室201

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	18番	鮭川 満雄
19番	飯野 和男	20番	市村 元則
21番	蛭原 昇	22番	坂入 誠

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	今野 重彰
農業行政課	係長	藤井 雄平
農業行政課	主査	廣引 康則

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 議案第 5 号 現況証明の発行可否について
- 議案第 6 号 農地改良協議に対する同意について
- 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議案第 10 号 非農地の決定について
- 議案第 11 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第 12 号 令和 5 年度国・県農業施策に対する意見要望（案）について
- 議案第 13 号 自己住宅を目的とした転用許可の審査基準の変更について
- 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3 号 現況証明の専決処理について
- 報告第 4 号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 6 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について
- 報告第 7 号 つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん委員の指名について

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（吉原事務局長）

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、総会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、また暑い中、令和 4 年第 8 回総会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、総会の開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶のほうをいただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。令和４年第８回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

大分暑い日が毎日続いているようですけれども、明日は何か台風が来るというような情報もありますので、いろいろ稲刈り前に被害がないようにしたいものと思っております。

本日は本当に御苦勞様です。よろしくお願いします。

事務局（吉原事務局長）

ありがとうございました。

議事日程に入りますが、総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第６条により、会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和４年第８回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の皆さんに次のことをお願いいたします。

つくば市農業委員会会議規則第２６条に基づくとともに、つくば市議会傍聴規則第９条を準用いたしまして、撮影または録音等をすることを禁止いたしますので、御了承をお願いいたします。

これより議事に入りますが、本日、出席委員数は２２名で定足数に達していることから、令和４年第８回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１ 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席 5 番雨貝洋子委員、議席 6 番白石 悟委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第 2 に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第 14 条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第 2、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一郎委員

去る 8 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番と 5 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、野菜を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号 2 番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号 3 番については、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号 4 番と 7 番については、同時申請のため一括して説明いたします。

申請人は、水稻・野菜・芝を作付している農家で、申請地には水稻・芝を作付予定です。

提出番号 6 番については、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 1 番から 7 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、水稻、野菜、果樹を作付している兼業農家で、農業者年金受給継続のため申請されたものです。

以上のことから、提出番号8番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号10番、14番、15番は、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者は、農業経営開始のため借り受け及び譲り受けるもので、申請地には小麦を作付する予定です。

提出番号11番については、農業経営開始のため譲り受けるもので、申請地には野菜及び芝を作付する予定です。

以上のことから、9番から11番、14番、15番については、農機具等を確保しており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号13番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付

する予定です。

提出番号 16 番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号 12 番、13 番、16 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る 8 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 17 番については、水稻、芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号 18 番については、野菜、果樹を作付している農家で、申請地には野菜、果樹を作付する予定ですが、申請地の一部に砂利が敷かれているため、耕作の確実性を確認するために継続審議としました。

提出番号 19 番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号 20 番については、野菜を作付している農地所有適格法人で、申請地にはサカキを作付する予定です。

以上のことから、提出番号 18 番については継続審議。提出番号 17 番、19 番、20 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の説明及び報告が終わりました。

提出番号 18 番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号 18 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、提出番号 18 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１８番については、飯岡委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号、提出番号１８番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番から１７番、１９番、２０番について審議いたします。

意見等ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号１番から１７番、１９番、２０番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から１７番、１９番、２０番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１番から１７番、１９番、２０番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第２号 農地法第４条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第２号 農地法第４条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、畑作を中心に農業を行っていますが、現在使用している倉庫を返却するよう所有者より求められたことから、農業用倉庫用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨造の農業倉庫1棟の中に農機具、農業資材、トラクター等を置く計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農用地区域内の農地です。

申請者は、田畑転換を目的とした盛土をするため申請されたもので、令和4年11月30日までの一時転用です。

許可後の事業計画は、筑西市内地の山林の土を用いて盛土し、盛土完了後は野菜を作付する予定で、関係法令との協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第3種農地と判断いたしました。

今般、近隣で住宅開発が進み、駐車場の需要が高まっているため、貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をパイプフェンスで囲い、全面を砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、19台分の駐車場を確保する予定で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号2番、3番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る８月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号４番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地に居住する農業者です。今般、既存の物置等が農地に越境していることが判明したため、その是正をすべく、始末書添付の上、農家住宅敷地の拡張として申請されたもので、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、４番については、一般基準を満たしており、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第２号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第２号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号 農地法第４条の規定による許可については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案第３号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和4年5月13日付で農地法第5条の許可を受け、従業員用駐車場用地として申請地を取得しましたが、事業拡張のため、さらに大きな面積が必要になったことから、駐車場を拡張するため申請するものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、令和元年5月13日付で農地法第5条の許可を受け、駐車場及び作業場用地として申請地を取得しましたが、土地の形状が不整形なことから、土地の交換を行うための申請をするものです。

以上のことから、提出番号2番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上、報告いたします。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号9番から11番については、議事参与の制限案件に該当しますので、9番から11番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一朗委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、申請地を取得し、建築条件付売買予定地4区画を販売する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で太陽光発電事業を営む法人です。今般、太陽光発電施設を設置するため申請するもので、全体で310Wのパネル600枚を設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用

地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家に住んでおりますが、将来のことを考え独立した生活をしたく、申請地を祖父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っています。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、婚姻に伴い申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から7番については、一般基準を満たしており、第1種農地例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家に住んでおりますが、戸建ての住宅を建てるべく申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外で建設業を営む法人です。今般、公共事業を受注し、その工事のため現場付近に仮設事務所が必要になったことから申請するもので、令和5年8月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、ネットフェンスで仮囲い、接道部分を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設事務所1棟、駐車場26台分を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で飲食業を営む法人です。現在、隣接地に移転予定の店舗を建築中ですが、営業中の店舗の来客数から駐車場不足が見込まれるため、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 1 4 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、隣接地で歯科医院を営む法人です。現在、歯科医院の敷地内に 7 台、他に 6 台の来院者用駐車場がありますが、来院患者も多く常に駐車場が不足しているため、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、5 台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 1 5 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 1 6 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、市外の借家に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 1 7 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 1 8 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、隣接地で運送業を営む法人です。現在、トラックの稼働率がほぼ限界に達しており、新規取引の引受けが困難であることから、申請地を取得し、運送業用の駐車場用地の拡張として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、既存の敷地も含め、新たに追加する 1 0 台分を含め、トラック 3 0 台分の駐車場と社用車と社員用の駐車場 4 0 台分の駐車場を確保する予定です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 1 9 番、2 0 番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請地は、農地区分はいずれも第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で美容室を営む法人です。既存で市内に四つの美容室を経営しておりますが、事業の拡大に当たり、新たな店舗に加え、週に 1 回の研修に使用する大きな駐車場が必要になったため、申請地を借り受け、美容室及び駐車場用地として申請するものです。

駐車場については、許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、1 7 台分の駐車場を確保する予定です。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 2 1 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、隣接地で飲食業を営んでおりますが、繁忙期には満車になってしまうことから、申請地を借り受け、駐車場用地の拡張として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲に土留めを設置し、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、新たに 1 3 台分の駐車場を確保する予定です。資金については、自己資

金で賄う予定です。

提出番号 2 2 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、アパート経営を営む法人です。アパート経営による資産の安定を図るため、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 2 3 番、2 4 番については、一体の事業であるため、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、いずれも第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内で自動車販売修理業を営む個人と、その個人が代表を務め、特殊車両の貸出業を営む法人です。現在、修理・販売している自動車は自宅の敷地に駐車させている状況で、法人の特殊車両については別途置場がありますが、事業の拡大により扱う車両も増えており、整備をする場所がない状況にあります。そのため、自宅を特殊車両の整備場とし、新たに自動車と特殊車両置場を確保するべく、申請地を借り受け、車両・資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、車両 2 4 台分、特殊車両 2 0 台分の駐車場、運搬用トラック、タイヤの置場を確保する予定です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号 2 5 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、隣接地で建設業を営む法人です。今般、所有する重機の台数に対し、既存の駐車場が手狭となったため、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲は既存のフェンスで囲われており、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、バックホウ 5 台、トラック 6 台、大型重機回送車の駐車場を確保する予定です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号 8 番、1 2 番から 2 5 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定、第 2 種農地及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る 8 月 4 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 6 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 2 7 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、独立した生活をしたいと、両親より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金

融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２８番については、申請理由の中で将来の計画が記載されていることから、転用の確実性及び必要性の確認を行うため、申請者に対し事業計画について聞き取り調査を行うこととし、継続審議といたしました。

提出番号２９番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、市内で主にアパート経営を行っている個人事業者です。今般、アパート経営による資産の安定を図る目的として、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、２８番については継続審議。２６番、２７番、２９番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第２種農地、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る８月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３０番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内でワイン等の果実酒類の製造販売業を営む法人です。今般、実店舗での試飲販売を行うワイナリー事業への新規参入するため、申請地を取得し、ワイン加工施設兼店舗用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資及び補助金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３１番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。今般、太陽光発電施設を設置するため申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲み、雨水は敷地内浸透処理とした上で、５４０Ｗのパネル１４０枚を設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内で両親と同居しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３３番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３４番については、農地区分は第１種及び第３種と判断いたしました。

申請者は、市内で建築土木業を営む法人です。近年、工事の受注増加に伴い、作業員用駐車場及び作業スペースが不足していることから、申請地を交換により取得し、駐車場及び作業場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をブロックで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、出入口を施錠管理し、駐車場最大１８台分と作業スペースを確保する予定です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号３０番から３４番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定、第２種農地及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る８月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３５番については、一部が既に砂利敷きとなっており、土地利用計画が周辺の農地の蚕食・分断等、耕作条件に悪影響を及ぼす可能性があり、敷地の利用計画に疑義が生じたため、追加書類を求めた上で申請内容を精査するため、継続審議といたしました。

提出番号３６番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内で保育園経営を行う法人です。今般、近隣での保育需要の増加を受け、申請地を取得し、保育園用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建ての保育所１棟と園庭、従業員及び送迎用の駐車スペースを確保し、零歳から２歳児まで計１２名を受け入れる計画です。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３７番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、農業経営を事業として充実するため、農業用倉庫用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨造り平屋建ての農業用倉庫１棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３８番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、県内で診療所及び社会福祉施設を経営する法人です。今般、近隣の特別支援学校等からの児童発達支援施設の需要の高まりを受け、申請地を取得し、重症心身障害児支援センター用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造２階建ての施設１棟と従業員及び送迎用駐車スペースを確保し、計２５名を受け入れ、生活介護、自立訓練等の障害福祉サービス事業を行う計画です。資金については、金融機関からの融資と公的補助金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３９番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号３５番は継続審議。提出番号３６番から３９番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。

提出番号２８番、３５番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号２８番、３５番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、提出番号２８番、３５番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２８番、３５番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号、提出番号２８番、３５番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番から８番、１２番から２７番、２９番から３４番、３６番から３９番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号１番から８番、１２番から２７番、２９番から３４番、３６番から３９番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から８番、１２番から２７番、２９番から３４番、３６番から３９番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１番から８番、１２番から２７番、２９番から３４番、３６番から３９番については、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号９番から１１番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、青木委員の退席を求めます。

（青木道子委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号９番から１１番について、小川委員より調査結果の報告をお願いいたします。

小川 充委員

去る８月４日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号９番から１１番については、同一の申請となります。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地及び第１種及び第２種並びに第３種と判断いたしました。

申請者は、高速道路事業を営む法人です。圏央道の４車線化事業に伴い、現場付近に工事用道路を設置することが必要になったことから申請するもので、許可日から３年間の一時転用です。

許可後の利用方法は、土木シートを敷き、その上をアスファルト敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設道路を敷設する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号９番から１１番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地及び第１種農地並びに第２種農地の例外許可規定、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号９番から１１番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号 9 番から 11 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 9 番から 11 番について、小川委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号 9 番から 11 番について、許可することに決定いたします。

青木委員の復席を求めます。

（青木道子委員 復席）

議 長（飯野 和男）

なお、提出番号 9 番から 11 番につきましては、同一事業者による一体の事業となり、合計面積が 30 a を超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第 5 号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 5 号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案第 5 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、柳下委員、お願いいたします。

柳下浩一郎委員

去る 8 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況とな

っております。

提出番号2番については、平成2年頃から宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番、2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

小川です。去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、昭和43年以前より用悪水路として利用されており、現在、地上部分は道路となっております。

提出番号4番については、平成13年以前より倉庫として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号5番については、昭和60年頃より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番から5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いします。

蛸原 昇委員

去る8月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号7番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号8番については、平成10年頃から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号6番から8番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、平成10年頃より防火水槽用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号10番については、平成12年以前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、9番、10番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、平成10年以前より雑種地となっております。

提出番号12番については、平成10年以前より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号11番、12番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上、報告いたします。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

8月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、平成13年頃より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号14番については、平成9年以前より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号１３番、１４番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第５号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第５号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第５号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第６号 農地改良協議に対する同意について

議長（飯野 和男）

次に、議案第６号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第６号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を行っておりますので、白石委員より調査結果の報告をお願いいたします。

白石 悟委員

去る８月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、耕作利便向上を図るべく、畑の土壌改良をするものです。桜川市内の購入土と土の入替えをする計画で、土の入替え後は、柿の木を植付けする予定です。

以上のことから、提出番号１番については同意しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第６号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第６号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第６号について、白石委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第７号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第８号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第７号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第８号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第 7 号及び第 8 号を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案書 16 ページになります。

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定、農地中間管理事業について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 4 年 7 月 20 日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

議案第 7 号、提出番号 1 番、豊里地区で 2 年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号 6 番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区 1 件、谷田部地区 1 件、茎崎地区 2 件、桜地区 2 件となります。

続きまして、議案書 18 ページ、議案第 8 号になります。

提出番号 1 番、筑波地区で 20 年間賃借権を設定するものです。

以降、提出番号 32 番まで議案書記載のとおりとなり、筑波地区 32 件となっております。

以上、これらにつきましては、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に適合していると思われませんが、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第 7 号及び議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 7 号及び議案第 8 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 7 号及び議案第 8 号について、原案のとおり決定いたします。

議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利

用配分計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書 31 ページになります。

議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 4 年 7 月 20 日付で農用地利用配分計画案の意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

整理番号 1 番、筑波地区で 20 年間賃借権の設定を行うものです。計画案につきまして、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、整理番号 24 番まで議案書記載のとおりとなり、筑波地区 24 件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項各号に適合されているため、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第 9 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 9 号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号について、原案のとおり承認いたします。

議案第 10 号 非農地の決定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第１０号 非農地の決定についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

それでは、議案第１０号 非農地の決定について、御説明いたします。

農地法第３０条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、Ｂ判定となっている農地の所有者の方に登記地目変更承諾書を発送し、承諾を頂いた土地、後ろにございます１２筆、計６，６４５㎡を農地法第２条第１項の農地に該当しないと決定するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第１０号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１０号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１０号の非農地の決定については、原案のとおり決定いたします。

議案第１１号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第１１号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案書５９ページになります。

議案第１１号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、御説明いたし

ます。

こちらは、市長より令和4年7月25日付で、農業振興地域整備計画変更について意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号1番、豊里地区において自己用住宅敷地として申請されたものです。

以降、提出番号12番までのとおりとなり、豊里地区3件、谷田部地区5件、大穂地区2件、筑波地区1件、桜地区1件となっております。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

地区ごとに調査を行っておりますので、担当委員から報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入 誠委員

去る7月28日に行った農業振興地域整備促進協議会豊里地区の現地調査、並びに8月5日の審議結果について、報告いたします。

整理番号1番から3番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断いたしました。

以上のことから、整理番号1番から3番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る7月28日に行った農業振興地域整備促進協議会谷田部地区の現地調査、並びに8月4日の審議結果について、報告いたします。

整理番号4番から8番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る7月29日に行った農業振興地域整備促進協議会大穂地区の現地調査、並びに8月

4日の審議結果について、報告いたします。

整理番号9番、10番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いします。

遠藤道夫委員

去る7月29日に行った農業振興地域整備促進協議会筑波地区の現地調査、並びに8月5日の審議結果について、報告いたします。

整理番号11番については、土地改良事業予定区域内の農地を編入するもので、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る7月22日に行った農業振興地域整備促進協議会桜地区の現地調査、並びに8月8日の審議結果について、報告いたします。

整理番号12番については、除外することにより農地の集団化への影響はないものと判断し、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第11号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見とともないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

つくば農業振興地域整備計画の変更について、同意することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 11 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、変更同意することに決定いたします。

議案第 12 号 令和 5 年度国・県農業施策に対する意見要望（案）について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 12 号 令和 5 年度国・県農業施策に対する意見要望（案）についてを議題とします。

本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、蛭原委員長より報告をお願いします。

蛭原 昇委員

農業政策専門委員会より、議案第 12 号 令和 5 年度国・県農業施策に対する意見要望（案）についてを御説明いたします。

こちらは、委員及び推進委員の皆様より御提出いただいた意見を基に、7 月 22 日及び本日総会前に開催した本委員会において協議を行い、原案として決定いたしました。

意見要望は 4 項目からなり、農地の保全と有効利用対策、担い手・経営対策、基本農政の確立対策、農業委員会組織対策となっています。それぞれの項目に対する意見、要望事項と理由につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

なお、総会で可決された上は、茨城県農業会議へ提出いたしますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

ただいま蛭原委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第 12 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 12 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 12 号 令和 5 年度国・県農業施策に対する意見要望（案）については、原案のとおり決定いたします。

議案第 13 号 自己住宅を目的とした転用許可の審査基準の変更について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 13 号 自己住宅を目的とした転用許可の審査基準の変更についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書 64 ページになります。

議案第 13 号 自己住宅を目的とした転用許可の審査基準の変更について、御説明いたします。

つくば市農業委員会では、現在、区域指定地内の農地とそれ以外の市街化調整区域の農地とを特段区別せず、茨城県農地法関係事務処理の手引きに基づき、自己住宅の面積の上限を原則 500 ㎡として転用許可の審査に当たってまいりましたが、このたび公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会土浦・つくば支部から、区域指定地内においては、都市計画法の取扱いに合わせるべく、面積の上限を撤廃してほしいとの要望が提出されました。

そのような要望を受け、運営委員会や事務局内部で議論を重ねた結果、これまでも必要に応じて面積の例外を認めてきたことから、区域指定地内の農地を都市的整備がなされた区域として一律で第 3 種農地に分類することとし、地形等の影響により、のり面・進入路等が必要な場合や事業計画等から必要性が認められる場合など、面積の例外規定を可能な限り具体的に明記し、審査基準の明確化を図るものです。

詳細は、机上に配付させていただいた参考資料等を御参照いただければと思います。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より議案第 13 号の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第 13 号に対する質疑を終結します。
これより採決をいたします。

本案の原案のとおり決定することに異議ありませんか。
よろしいですか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 13 号 自己住宅を目的とした
転用許可の審査基準の変更については、原案のとおり変更することに決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第 3、報告第 1 号から 7 号についてですが、内容は議案書 65 ページから 7
5 ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第 1 号から報告第 7 号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 4 年第 8 回総会を閉会いたします。

【午後 3 時 3 分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員